

令和6年度 第4回 生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会  
議事概要

日時：令和7（2025）年2月19日（水）15：30～18：00

場所：オンライン会議

検討委員：

安部 哲人	日本大学 生物資源科学部 教授
○石井 実	大阪府立大学 名誉教授 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長
石橋 徹	いのかしら公園動物病院 院長
岩崎 敬二	奈良大学文学部地理学科 教授
小林 達明	千葉大学 名誉教授
川上 和人	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 野生動物研究領域 鳥獣生態研究室 室長
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員
西田 智子	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事（人事・人材育成担当）
細谷 和海	近畿大学 名誉教授
亘 悠哉	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 野生動物研究領域 鳥獣生態研究室 主任研究員

（五十音順、敬称略、○は座長）

環境省：

中澤 圭一	自然環境局野生生物課 課長
松本 英昭	自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長
藤田 道男	自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長補佐
田口 知宏	自然環境局野生生物課外来生物対策室 係長

農林水産省：

古林 五月	大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 課長補佐
湊谷 陽太	大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 係長
浅見 恭行	畜産局飼料課 係長
藤井 智久	農林水産技術会議事務局研究開発官室 研究専門官
福本 泰之	農林水産技術会議事務局研究統括官室 研究調整官
加藤 直樹	農林水産技術会議事務局研究統括官室 研究専門官

林野庁：

津山 藍	森林利用課花粉発生源対策調整官
藤本 泰樹	森林利用課森林環境保全班 企画係長
日吉 晶子	森林利用課森林環境保全班 推進係長

水産庁：

稲田 圭佑	増殖推進部栽培養殖課内水面漁業振興室内水面指導班 係員
松井 恵子	増殖推進部漁場資源課 課長補佐
大野 蒼一郎	増殖推進部漁場資源課 係員

【議事概要】

(1) 本会議の趣旨及び今後のスケジュールについて

＜資料説明＞

資料1：本会議の趣旨及びスケジュールについて（環境省田口）

＜意見等＞ なし

(2) 検討が必要なご意見と対応案について

＜資料説明＞

資料2：第3回検討会及び第2回WGにおける議論のご意見と対応について（環境省田口）

＜意見等＞

- ・資料2の p4、全てを「和名」とするのは違和感があり、魚類だけ「名称」とするとしたが、「標準和名」とはしていないので他の分類群と同様にこのままでよいのではないか。（細谷委員）
- 「和名」を「名称」に変更するのであれば、魚類だけではなく全分類群で変更することとしていた。ただし、変更しなくてよいのであればご意見いただきたい。（環境省田口）
- リストを見ればどう見ても標準和名ではないことが分かるため、このままでよいだろう。（細谷委員）

(3) リスト掲載候補種及びカテゴリ案について

＜資料説明＞

資料3-1：新生態系被害防止外来種リストにおけるカテゴリ構成について（環境省田口）

資料3-2：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報（根拠情報）＜動物＞（自然研辻井・戸田）

資料3-3：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト 掲載種の付加情報（根拠情報）＜植物＞（自然研辻井）

＜意見等＞

【クサガメの扱い等について】

- ・難しい課題であるが、書きぶりは事務局の説明のとおりでよい。西日本を含めて、クサガメが全て外来種であるという発信は慎重に行うべき。関連して、クサガメの部分について資料2の3ページの説明時に普及啓発をすることだが、どういうことを想定しているのか。（細谷委員）
- 資料3-2のクサガメの部分の備考欄にあるとおり、国内に自然分布域を持つ可能性があることから、問題となっている特定地域での防除をするよう記している。（環境省田口）

- クサガメの扱いに異議はないが、このような疑いがある種はたくさんあると思われる。海産生物は大航海時代以前から世界中に広げられているため、外来種の疑いがある種は cryptogenic species (起源が隠された種) という扱いで、公表はせずともそれらについては研究者レベルでもっと研究すべきというリストを作るべき。(岩崎委員)
- クサガメの備考欄に、研究者向けに研究をもっと進めるべきであるということを入記してもよい。(石井座長)
- クサガメの目下の問題は遺伝的かく乱であり、交雑が進むとニホンイシガメと交配しやすくなるということなので、ウンキュウ(クサガメとニホンイシガメの交雑個体) という名前を前面に出してもよいと考える。(石橋委員)
- その扱いに賛成である。特定外来生物に指定された交雑個体はリストに掲載されているが、カメの交雑個体は外見上も識別できる場合もあるので、クサガメとニホンイシガメ、クサガメとミナミイシガメとの交雑個体の取扱いも検討課題である。なお、「自然分布域外のクサガメ」という標記だとよく分からないが、対馬、壱岐、九州北部と備考欄にあるのでこれでよいだろう。(中井委員)
- 備考欄を有効活用してメッセージを書き込んでいただきたい。(石井座長)

#### 【哺乳類について】

- ・資料2にも関連するが、ノネコ、ノイヌ(国内由来の No. 33, 34) は生物名でそれぞれイエネコ、イヌと書くべきで、この提案が受け入れられないことは許容できない。他の法令に倣った記述とのことだが、行動計画やこのリストは、外来種のインパクトに基づき、法令ではカバーできない部分を法令とは独立した枠組みとして提示するという思想で書かれているはず。また、実態としてはノネコとノラネコを区別できず、ノネコとすると、生態系・感染症のインパクトが最も強いノラネコを外来種として評価できなくなる。もしノラネコをリストから外すのであれば、他の8、9割の種がリスト掲載種に該当しなくなる。不適正な飼養によってノラネコが増えて被害が起きているのが実態であり、適正飼養と愛護は両立する。イエネコ、イヌという言葉は中立的なものであり、それらを使うべきである。(亘委員)
- 亘委員に賛成する。小笠原諸島でノネコかノラネコかが保全上の問題となり、希少種が捕食されているにも関わらず、それがノラネコの可能性があるため対処できないという事例を体験している。しかし、ノネコでもノラネコでも生態系被害は同じであり、それを区別してノネコしか掲載しないとリストを作る意義が損なわれるため、イエネコという生物種の名称を書くべきである。ノラネコの問題は、適正飼養についての普及啓発が重要である。(川上委員)
- 概ね賛成であるが、その点は、運用の際に現場での「焦点」となる。奄美でのノネコ捕獲で、外に出していた飼いネコを混獲した事例があったと思う。こういう問題が尽きず、ネコはネコであるという線引きがやりづらい部分は確かにある。議論がずれるが、ネコを狂犬病予防法の枠組みに指定して、外で飼っているネコはあり得ないとすることを提案したい。現場の人達のアクションをやりやすいようにしないと問題は解決しない。(石橋委員)

- 飼いネコが外にいることもインパクトは大きく、それを含めて、ネコを人為的に区分せず、生物学的な区分で外にいるネコを対象にしようとの意見である。こういう枠組みがない中で、現場の対策の運用が全て現場任せになっているが、このようなリストで、ノネコもノラネコも外飼いネコも外来種として、また感染症媒介者として問題であるということを示すべきであり、その枠組みが防除の現場を守ることにもつながる。(亘委員)
- イエネコは家畜であり、人に飼われていることが前提である。それが野生化したものとしてノネコという定義があり、対象をより明確にするためにその用語を使っている。動物愛護管理法との関係性から、ノネコと表現に統一しなければならない訳ではない。また、外来種としてのノネコ対策は適正飼育と捕獲となるが、資料3-2の備考欄には、「ネコ」として逸出には十分な注意を払い放逐を厳に慎むべきと記載している。捕獲について、生態系被害、外来種という観点からはあまり望ましくない野外で飼われている状況が社会的に浸透してしまっており、ある個体がノラネコなのか飼いネコなのかを一概に判別できない状況等、外来種対策としての捕獲を推進する上での問題があるため、積極的にリストに掲載することはしていない状況である。(環境省田口)
- 本件については、事務局と検討委員、座長で話すなど継続して検討したい。(石井座長)

#### 【鳥類について】

- ・リストについては問題ないが、学名が古いものがあるので最新の日本産鳥類目録に合わせて修正をお願いしたい(国外由来のNo.7カオグログビチョウ、No.8カオジログビチョウ、No.9ヒゲガビチョウ、No.13クロエリセイタカシギ、国内由来のNo.1キジ)。(川上委員)

#### 【両生類・爬虫類について】

- ・ヒョウモントカゲモドキ(国内由来のNo.11)の利用上の留意事項にある逸出や放逐は考えにくいので、排泄物を外に捨てないなど、病原体を外に出さないことに特化した書きぶりにした方がよい。沖縄などではホオグロヤモリが病原体を伝搬する可能性があるかもしれない。(石橋委員)

#### 【魚類について】

- ・新規(候補)について、国外由来No.12外国産タナゴ亜科の表記は北村委員と検討中。No.50コウライオヤニラミは侵略的であり、魚類ワーキンググループにおいて防除推進外来種に変更すべきとの意見が多かった。No.43ロデウス・ノタータスの名称も北村委員と検討中であり、変更するかもしれない。No.71ブラウントラウトは侵略的であり、魚類ワーキンググループでは防除推進外来種にすべきという意見が多かった。No.89レイクトラウトは産業管理外来種になっているが、現実的には産業対象になっているとは思えず、漏れ出すと侵略性が高いことが文献で分かっているので、総合対策外来種に移すべきと考えている。国内由来のNo.4のゲンゴロウブナは、産業管理外来種

に位置付けるべきという意見が出ており、それが妥当と思う。（細谷委員）  
→レイクトラウトは最近、本栖湖で確認されており、管理できず広がりつつある状況なので、防除する方向に持って行くべきである。（中井委員）

#### 【昆虫について】

- ・トガリアメンボは侵略的ではないとして外した。国外由来の No. 24 ムネアカハラビロカマキリについて、種名が確定されていないとの部分が気になっており、複数種が侵入している可能性もあり、座長預かりで検討させていただく。「ムネアカハラビロカマキリ類」になるかもしれない。（石井座長）

#### 【陸生節足動物について】

- ・クモ類は妥当であろう。（石井座長）
  - ・ダンゴムシの図鑑を見ると普通種が外来種とのことだが、リストには掲載されていない。検討の上で除外されたのか。（安部委員）
- 第3回検討会では加除対象種リストに掲載していたが、選定基準に沿う被害を確認できなかったため除外した。もし被害がある種があれば掲載したい。（自然研辻井）

#### 【その他無脊椎動物について】

- ・国外由来の No. 23 カワヒバリガイ属には5、6種類いるが、日本に定着しているものは種名カワヒバリガイのみであり、未侵入のものとはカテゴリを分けるべき。カワヒバリガイ属（カワヒバリガイを除く）は侵入予防外来種とすべきである。（中井委員）
- 確認の上、精査して対応する。（自然研辻井）
- ・海の外来動物の全てを担当している。資料3-2の33ページに「国内に自然分布域をもつ国外由来の外来種」という区分があるが、海の水産生物にはこういうものが多い。在来種であるがロシア、朝鮮半島、中国、台湾、東南アジアにも分布しており、外来個体群が養殖用、放流用に国内に導入されている。国内の自然分布域の外に外来個体群が放流された例がNo. 1 サキグロタマツメタで、有明海が自然分布域であるが、東北地方に外来個体群があり大きな被害を出している。加えて、ここに外国産アサリと外国産アゲマキを挙げたが、これらについては掲載候補種なのか。継続審議でよいか。（岩崎委員）
- 掲載候補種として資料に挙げたが、いろいろと問題のある種なので相談、調整させていただきたい。（自然研辻井）
- 外国産アサリ等自体の問題というより、それに付随して侵入する外来種が問題となっており、その一つがサキグロタマツメタである。このように、付随して国外外来種が入ってきてしまうものは予防的にリストに入れていただきたい。また、魚介類に病気を発生させる感染症は本リストに挙げていないが、養殖魚介類に大量斃死をもたらした国外外来種のウイルス、細菌、旧原生生物が15種類ほど確認されている。魚介類に病気を発生させるものは水産防疫制度で何らかの措置がとられており、一方、本リストでは感染症予防法など

で指定されているものは扱わないとのことだが、上記 15 種類の多くは現在の水産防疫制度で指定されていないため、「外来種」という扱いで取り上げられるべきである。本リスト改定の将来的な課題でもある。（岩崎委員）

### 【植物について】

- 植物においては、防除推進外来種のみ「特段の防除取組が要請される区域」という列を加えた。利用されている種が多く、例えば園芸スイレンなどはたくさん植えられており、混乱する可能性があるためである。国立公園や沖縄、小笠原など、特段の防除取組がなされるべきところについての説明を加えた。特段の防除取組は根絶、封じ込めなどを指している。それ以外の区域でも、本リストの掲載種は野に放すことを避けていただきたいとしている。分布拡大が懸念されるものの区域は「全国」、人の健康被害を及ぼすものは「公共緑地」等としている。（小林委員）
  - 個別の種についていくつかコメントする。No. 2 ユーカリ属については証拠が不十分であるため属全体としての掲載は難しく、ワーキンググループの中で意見照会中である。No. 25 のモクマオウ類について、現在はトクサバモクマオウのみが上がっているが、それ以外にも植えられており防除した方がよいとされる種もあるためモクマオウ属として、属が変更されたものもあるのでこの表現となった。No. 61 外来ノアサガオについて、ノアサガオには在来種があるが、多年生の園芸品種の中で野外に逸出して問題となっており防除が必要なものがある。No. 63 一年生ノアサガオ類はアサガオ節に分類され、防除方法が異なるので No. 63 とは分けて掲載した。No. 212 トウ属の一種は石垣島で問題となっているが、花の標本がなく種が確定できないためにこの標記としている。No. 228 モウソウチクなどの竹類について、モウソウチク以外にマダケ、ハチクなどを指しているが、外来種であることが確定していないのでこの標記とした。No. 243 外来クサヨシは、リードカナリーグラスとして湿地での牧草育成に使用され、在来種のクサヨシに置き換わっているらしい。ただし、代替性がないので産業管理外来種としている。また、両者を外見で区別できないという問題もある。（小林委員）
- 資料 3-1 の産業管理外来種について、2 ページでは「被害がより小さく」とあり総合対策外来種よりも被害が小さいという意味であることが分かるが、3 ページのカテゴリの概要図の「相対的に影響が小さく」は産業上のメリットに対して小さいのか、または他の 2 カテゴリに対して小さいのかが分かりにくいいため表現を注意すべき。ただ、他のカテゴリに比べて産業管理外来種の被害が小さいかどうかは意見が分かれるところであろう。次に、No. 151 シロツメクサが防除推進外来種となっており、本種は畜産上重要な種であり、牧草の性質上、逸出防止は難しい。一方で、本種のかなりの量の種子が輸入され、また国としても予算を費やして開発している種である。また防除検討外来種においては「特段の防除取組が要請される地域」が空白になる点でも、産業管理外来種ではなく防除検討外来種とすることには更なる検討を要する。関連して、普及啓発がリストの大きな役割となっているが、このリストの全てを見る人は少なく、多くの人ほどの種がよいか悪いかといった判断をする

と思う。先のネコの議論とも関連するが、国民の間で認識が大きく異なる種へのアプローチについてはより具体的な整理が必要であり、現場に問題が丸投げとなってしまうことは避けたい。（西田委員）

→シロツメクサについてはご意見のとおり要検討したい。産業管理外来種については公益的な重要性と代替種のなさが重要と考えるが、あまり乱発しないよう留意したい。（小林委員）

#### 【その他】

- ・リストの重要な目的は普及啓発であるため、流通名まで書かれているのはよい点であり、もっと記載すべきである。魚類のオオクチバス・コクチバスにはブラックバス、またスクミリンゴガイにはジャンボタニシなどを記述すべきである。学術的には、流通名と特定の学名が一对一对応しないものもあるが、よく知られている流通名は積極的に取り入れるべき。（中井委員）

#### （４）リストの補足情報について<資料説明>

資料４－１：見直しリストの構成について

資料４－２：見直しリストの補足資料案（基本方針）

資料４－３：見直しリストの補足資料案（掲載種の選定手順）

資料４－４：見直しリストの補足資料案（掲載種の選定手順及び選定方法）

（環境省田口）

#### <意見等>

- ・その他無脊椎動物について、現行のリストは陸、淡水、海のものが入り混じっていて見にくい。それぞれの環境ごとに普及啓発上の留意点異なるため、それらを分けて見やすくなるように工夫が必要である。（岩崎委員）
  - ・資料３－１の防除推進外来種の基準があるが、①の生態系に係る潜在的な被害が特に甚大という部分が気になる。潜在的被害だけではなく、現状の被害に基づいた判断もしていることを加えるよう検討いただきたい。（小林委員）
  - ・ネコの「利用上の留意事項」の項目にある「人の管理下にあるネコ」という表現が曖昧であるために現場が混乱する。管理下にあるネコとは何かを定義して載せていただきたい。「ネコ（マイクロチップ挿入登録済みまたは飼い主が特定できる首輪の装着等の措置済み）」といった具体的な記述があれば現場は助かる。（石橋委員）
- 今のご意見について、そのまま反映は難しいかと思うが検討したい。（環境省田口）

#### （５）その他

- ・今回の会議の積み残しについては、座長と委員の方にも意見をいただき個別に調整したい。付加情報の妥当性、資料４の文章についてもメールにて意見照会をするので、概ね２週間で意見をいただきたい。（環境省田口）

以上